

令和2年5月27日
令和2年6月11日更新
(危機対策本部)

新型コロナウイルス感染症対策のための大学施設使用時の留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、大学の施設使用にあたっては、次の留意事項に基づき使用をお願いします。

- 1 学生及び教職員は、毎朝の検温に努め、発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合や体調不良時には、大学には登校せず休むこと
- 2 学生及び教職員は、感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を常日頃から実行すること
- 3 学生が大学に入構する場合には、大学内での行動（接触者）を把握するため、次の対応を行うこと（大学への入構許可を認めた者は、学生に次の内容を周知すること）
 - (1) 大学入構時には、マスクを着用し、正門（守衛）にて学生証の提示と検温チェックを受けること（マスクを着用していない者、学生証の提示がない者、37.5度以上の発熱がある者の入構は認めない）。
 - (2) 学生は学内施設を利用するときは、使用施設の入室時及び退出時に備え付けの入室管理表に、氏名及び入退出時間を記載すること
 - (3) 施設使用時は、教室の窓や扉を開放し、換気を行い、教室が密閉空間になることを避けること。また、空気がこもりやすい施設については、廊下等の共用部分の換気にも努めること
 - (4) 密集及び密接を避けるため、十分な座席の間隔(できるだけ2メートルを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
 - (5) 施設使用時には、少人数で滞在時間が短くなるよう工夫するとともに、用件の終了後は速やかに帰宅すること
 - (6) 間近での会話等密接場面の発生を避けるため、施設内での不要な会話や大声での会話（私語）は慎むこと
 - (7) 施設内において複数の者が使用する共用物品がある場合には、使用前使用後にアルコール等で消毒を行うこと

以上